

「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対する意見募集の結果と総務省の考え方

1. はじめに

| 該当箇所 | 意見原文 | 意見提出者 | 総務省の考え方 |
|--|---|-----------------------|---|
| <p>本具体化方針は、この基本方針に基づいて次期の3年間（平成23～25年度）に適用する電波利用料額を算定する基本的な手順等を取りまとめたものです。</p> <p>見直し後の電波利用料額については、現行と同様、個々の無線局等についての料額を法律等に規定する方向で検討しています。</p> <p>なお、現在、無線通信システムの急速な普及・発展に対応するため、電波の利用に関しては、周波数の再編・割当等の課題について議論がなされているところであり、本具体化方針は、これらの課題の検討により必要が生じた場合には、その内容を踏まえて、改めて料額の見直し等を行うことを前提としてとりまとめています。</p> | <p>周波数再編・割当等の課題の検討により、電波利用料制度にどのような影響があるのか明確ではないため、見直し等が具体的にになった段階で、改めて意見を述べることにしたい。</p> | (社) 日本民間放送連盟 | <p>仮に改めて料額の見直し等を行うこととなった場合には、今回と同様に広くご意見を伺うことになるものと考えます。</p> |
| | <p>次期3年の期間中の電波利用料額の見直し等については、事前に方針や計画を公表し、既存免許人等の意見を求め、それを反映させるべきと考える。</p> | 日本テレビ放送網(株) | |
| | <p>C I A Jが従来から、主張してきた内容を踏まえて、電波利用料の使途として、ワイヤレス技術の国際競争力強化の確保を目指した研究開発、実証実験、国際標準化の推進等が基本方針に示されているが、それら使途を担保し得る予算規模を確保する観点から、本料額算定の具体化方針（案）に賛同いたします。</p> | (社) 情報通信ネットワーク産業協会 | <p>本具体化方針（案）の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p> |
| <p>次期電波利用料の見直しに関する基本方針 ポイント □電波利用料の料額</p> | <p>航空機運送事業で利用される無線機器は、安全運航に欠かす事が出来ないものであり、且つ、大半は世界的にも共通な周波数帯域を用いております。よって、航空機の運航に必要とされる電波利用（電波高度計等）については、公共性、安全性、世界的共通性の観点及び昨今の航空業界における状況を鑑み、負担額を最小限に止める等の格別なご配慮を賜りたくお願い申し上げます。</p> | 定期航空協会 | <p>航空機の運行等に資する無線局については、これまでも世界的に使用する周波数帯が共通化されていること等を踏まえた軽減措置（特性係数等）を適用しており、平成23年度からの3年間についても現行の措置を維持することとしているところです。</p> |
| <p>次期電波利用料の見直しに関する基本方針 ポイント □電波利用料の料額 特性係数（各無線システムの特性を勘案した軽減措置）は基本的に維持 →地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、基本的に新たな軽減措置の運用を行わない。</p> | <p>マルチメディア放送等の地デジ移行後の空周波数帯について、基本的に新たに特性係数の適用等の軽減措置は行わないとの方針について、本年7月に公表された「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」報告書の提言にて、V-Low帯において、既存ラジオ事業者が一定の条件を満たせば、音声優先セグメントでサイマル放送が実施できるとの考え方が示されており、このセグメントには防災機能や地域情報の担い手としての強い公共的な役割が求められております。</p> <p>次期電波利用料の見直しに関する基本方針(案)の意見募集時にも述べた通り、こうした放送に携わる事業者には、現行の放送事業者と同様に、「国民への電波利用の普及に係る責務等」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の二点を勘案した負担の軽減措置を適用することが妥当であり、電波利用料が、新規メディア立ち上げを希望する事業者の参入の障壁とならないよう配慮すべきと考えます。</p> | (株) TBSラジオ&コミュニケーションズ | <p>本具体化方針（案）は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）を基に策定したものです。いわゆるV-Low帯を使用する新たな無線システムが導入される場合には、本具体化方針やシステムの特性等を踏まえた上で、適切な電波利用料を検討・適用する必要があると考えます。</p> |

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p><再掲> 次期電波利用料の見直しに関する基本方針 ポイント □電波利用料の料額 特性係数（各無線システムの特性を勘案した軽減措置）は基本的に維持 →地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、基本的に新たな軽減措置の運用を行わない。</p> | <p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書」では、マルチメディア放送の実現により「産業の振興」「コンテンツ市場の振興」「国際競争力の強化」「通信・放送融合型サービスの実現」「地域振興」「地域情報の確保」といった理念が確保されるように配慮されており、また公共的役割を果たすことも期待されております。</p> <p>この新たな放送サービスの土壌を早期に開拓するためには、各関係事業者の経営基盤の早期安定が必要であり、コスト効率化を重視した事業運営が不可欠と考えます。</p> <p>そのため、基本方針において「マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を利用する免許人は、他の免許人以上に多額の費用を要する地デジ対策の受益に対する負担を行うことが適当であり、基本的に特性係数の適用は行わない。」と示されましたが、以下の観点から事業開始から一定の間において、特性係数に相当する負担軽減措置を実施するのが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地デジ対策の受益に対する負担として、デジアナ変換との受信障害に関する対策が求められていること。（平成22年9月に認定を受けた受託国内放送事業に関する開設計画において、当該対策費用を計上） ・現行の放送局（テレビジョン放送、ラジオ放送）に適用されている特性係数の目的は、「国民への電波利用普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と規定されているが、携帯端末向けマルチメディア放送についても、地上波放送局と同様に基幹放送として法制度化されたこと。 | <p>(株) マルチメディア放送</p> | <p>本具体化方針（案）は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）を基に策定したものです。電波利用料の適用時期に関するご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>次期電波利用料の見直しに関する基本方針 ポイント □電波利用料の料額 特性係数（各無線システムの特性を勘案した軽減措置）は基本的に維持 →特性係数については中期的に見直し実施</p> | <p>「特性係数については中期的に見直し実施」という基本方針に賛成します。さらに、以下の点を考慮し、次期（平成23～25年度）の具体化方針においても廃止に向けて特性係数の見直しを導入していただけるよう強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の負担については、今回の検討においても、従前の「放送事業者の受ける受益に対して放送事業者の負担が小さすぎるのではないか」という指摘は解消されていないこと。 ・通信と放送の公共性の観点による差はそれほどないものと考えられること。 | <p>イー・モバイル（株）</p> | <p>本具体化方針（案）の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p> <p>なお、特性係数については「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）を踏まえて、次期（23～25年度）は基本的に維持し、中期的に見直しを実施することとします。</p> |
| <p>総論</p> | <p>次期電波利用料については、「電波利用料制度に関する専門調査会」での検討、意見募集を経て「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」が策定されました。今回の「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」は、基本方針に基づいた料額の算定を行うものであり、本案に賛同いたします。</p> <p>基本方針案に示されている電波利用料の性格は引き続き維持することが適当であると考えます。特に、免許不要局については、無線LANやETCやVICSの普及をはじめITSなど国民にとって、一層利便性の高いICT社会を確立する観点に加えて、新しいワイヤレス産業創出の芽を摘むことの無いように、引き続き、電波利用料徴収の対象とすべきではないと考えます。</p> <p>前々回平成17年度の電波利用料改定時において、ラジオ局の負担分は大幅に増大（弊社においては30倍以上の増額）し、前回平成20年度の改定時においても、さらに2割以上の増額となっており、きわめて厳しい経営環境の中で、これ以上の負担増にラジオ業界は耐えられない状況にある。ラジオ局の負担する電波利用料総額は据置き、むしろ減額する方向が望ましい。</p> | <p>(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ (社) 情報通信ネットワーク産業協会 (株) エフエム東京</p> | <p>本具体化方針（案）の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p> <p>電波利用料制度は無線局全体の受益に資する電波利用共益事務にかかる費用を免許人全体で負担するための制度です。料額の算定に当たっては、放送事業者に対する法的な義務等も考慮しつつ特性係数を設定しているところです。</p> |

2. 料額算定の基本的な流れ

| 該当箇所 | 意見原文 | 意見提出者 | 総務省の考え方 |
|--|--|--|--|
| (1) 「a群」と「b群」への分類 | | | |
| 料額の算定に当たっては、基本方針において、電波利用料に電波の経済的価値を一層反映するとの方向性が示されていることを考慮しつつ、現行と同様、電波利用料共益事務の処理に要する費用を次のとおり大きく「a群」と「b群」に分類します。 | NHKは、視聴者が負担する受信料によって運営されている公共放送であり、電波を利用することによって利益を得る企業とは基本的に性格を異にしています。従って、電波利用料に電波の経済的価値を一層反映させるためとして、「a群」の比率の増加をNHKに適用することには、反対します。 | 日本放送協会 | 電波利用料制度は無線局全体の受益に資する電波利用共益事務にかかる費用を免許人全体で負担するための制度であり、すべての無線局の免許人についてa群、b群の費用を負担していただくことが適当であると考えております。 |
| なお、地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務については、当該業務が多岐にわたる業務を含んでいることから、それぞれの業務の性質に応じてその費用をa群またはb群に分類することとします。 | 当該業務の実態に沿った妥当な措置であり、賛成する。 地上テレビ放送の完全移行を確実なものとし、跡地周波数の有効利用を行うため、当該業務をしっかりと遂行すべきである。 | (社)日本民間放送連盟 | 本具体化方針(案)の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。 |
| | 跡地周波数利用も含めた事業のあり方に沿った措置であり妥当である。 | 朝日放送(株) | |
| | 地上放送のデジタル化への移行に際し、環境整備・支援について業務が多岐にわたる実態をふまえた措置であり、「見直し後に、地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務」が明示されたことについて評価する。 | 日本テレビ放送網(株) | |
| <p>【現状(平成20~22年度)】 歳入・歳出とも 約680億円を想定</p> <p>【見直し後(平成23~25年度平均)】 平成23年度概算要求において 約712億円を要求中</p> <p>【a群】 電波資源拡大のための研究開発 無線システム普及支援事業 地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援事業(一部)等 約380億円</p> <p>【b群】 電波監視施設の整備・運用等 総合無線局監視システムの整備・運用 周波数の使用等に関するリテラシーの向上に関する業務等 約300億円</p> <p>図2 電波利用料の基本的な構成</p> | <p>ホワイトスペースの環境整備費用は、使途拡大の恐れがあることから、ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発(a群)に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。また、ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料(a群)及び無線局利用料(b群)の応分の負担をするべきであると考えます。例えば携帯端末向けマルチメディア放送は、サービス立ち上げ如何に依らず収入がない中で帯域に係る電波利用料が発生します。同じ放送事業者であればホワイトスペース事業者も携帯端末向けマルチメディア放送と同様に帯域利用料も支払うべきであると考えます。</p> <p>ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数をホワイトスペースに合わせて細分化する等電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべきであると考えます。</p> <p>ホワイトスペースの環境整備費用は、基本方針(平成22年8月30日)では電波利用料の重点的に推進する使途として示されていましたが、本具体化方針ではa群・b群の分類等の記載がないため分類を明らかにするべきであると考えます。</p> | ソフトバンクモバイル(株) ソフトバンクテレコム(株) | ご指摘のあった「ホワイトスペースの環境整備費用」については、電波資源拡大のための研究開発や技術試験事務等、電波法に定められている電波利用共益事務に該当するものに限り、電波利用料を充当することになっております。ホワイトスペースについては、今後、本格的な実用化の進展に応じて適切な電波利用料を適用していくことになると考えております。なお、電波資源拡大のための研究開発及び技術試験事務に係る費用は、a群に分類されます。 |
| <p>年度毎に電波利用料内訳が示されている電波利用料財源予算状況ホームページ(※)において、地上デジタル放送移行費用は「無線システム普及支援事業」費用(a群)として携帯電話等エリア整備支援事業と同じ項目で示されており、年度毎の費用が分かりづらい表示となっているため、無線システム普及支援事業とは分けて地上放送デジタル化移行費用の予算状況を年度毎に示すべきであると考えます。</p> <p>※ http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/account/index.htm</p> | ソフトバンクモバイル(株) ソフトバンクテレコム(株) | ご指摘を踏まえて、今後掲載させていただきます。 | |
| 予算規模の策定においては、歳入歳出のバランスと歳出の抑制を図るべきである。 | 日本テレビ放送網(株) | 本具体化方針(案)の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。 歳出につきましては、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)を踏まえ、今後とも効率化に努めてまいります。 | |
| <p>平成23年度概算要求が約712億円とのことですが平成24年度、平成25年度の概算額については不明です。平成20~22年度平均と同様に約680億円程度に総額を縮小いただけるよう強く要望します。</p> <p>さらに電波利用料の使途についても、「無線局全体の受益を直接の目的として行う」ことを基本に毎年度精査する際に改めて項目内の見直し、項目の縮減をすべきと考えます。</p> <p>また、平成5年~20年の電波利用料の差額の累積(決算ベース)が388.2億円の歳入超過となっており、また平成22年度予算においてもさらに歳入が90億円上回っています。このように歳入が超過した分は電波利用料の引下げを行うか、または地上デジタル放送の後年度負担の償還に充当し、今後の電波利用料の引下げを確保するようにすべきと考えます。</p> | イー・モバイル(株) | 「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)に記載されているとおり、次期電波利用料については既存の使途の効率化を進める一方、地デジ移行対策経費の増額等を踏まえ、平成22年度歳入予算額を目処として向こう3年間の予算規模を設定しているところですが、使途については、ご指摘のとおり必要に応じて見直しを行ってまいります。 なお、平成5年度以降の歳入・歳出差額の累積額につきましては、平成21年度補正予算(約230億円)、平成22年度補正予算(約90億円)の財源として活用しているところですが、ご指摘を踏まえつつ、今後とも電波利用共益事務に活用することが適当であるとと考えております。 | |

| | | | |
|---|---|----------------------------------|--|
| <p>算定対象外帯域を使用する無線局の金額は、電波利用料負担の公平性の観点から、類似の無線システムの無線局の金額を類推適用するなど、その金額を別途適切に設定することとします。</p> <p>① 使用する帯域幅が小さい無線システム（使用周波数帯域幅が3MHz以下のもの）</p> <p>② 政策的な配慮が必要な無線システム（義務船舶局、義務航空機局等）</p> <p>③ 公共性の高い国、地方公共団体の無線システム</p> <p>なお、電波利用料の料額算定対象期間中に使用周波数帯域幅が大きく変動することが想定される無線システムについては、原則として算定対象期間中の平均使用周波数帯域幅を用いることとします。</p> | <p>当協会のシステムにおける減免措置につきましては、今年度2回（5月及び8月）の「意見募集」に申し入れた通りであります。今回の「具体化方針（案）」においては上記に該当するものと思っております。</p> <p>従って、当協会システムへの料額算定では、【第二段階】「I」「① 使用する帯域幅が小さい無線システム」なのであり、現行の「電波利用料料額表」で規定されている、26,500円/年/1局の料額から極端な計算を行えば、16kHz/3MHz×26,500≒141円/年/1局 となります。</p> <p>このような極端な算出ではなくとも、例えば、3MHz以下を1.5MHz以下、5.0kHz以下の3段階程度に分け、各々に適正な係数（1.5MHz以下は1/2、5.0kHz以下は1/3等）を乗じた減額が適切ではないかと思われる。</p> | <p>(社) 京都府防災無線協会</p> | <p>無線通信の形態の違いという観点からは、現状では更に細分化するほどの大きな差があるとは言えないことから、次期電波利用料については現行の分類が適当と考えております。ご指摘の点は、今後の電波利用料制度の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、我が国唯一の公的宇宙機関として、国の科学技術基本計画にもとづくプロジェクトの実施や国等の災害対策機関と協力して災害情報を提供する等、国民生活に係る重要な役割をもち、公共性の高い業務を実施している。このような独立行政法人は、電波利用料において国と同等の扱いをすべきと考える。</p> | <p>(独) 宇宙航空研究開発機構</p> | <p>国等が使用する無線局につきましては、従前は電波利用料が免除されていましたが、平成20年の電波利用料額改定に係る電波法改正により、原則として国等についても電波利用料を負担することとされたところで。</p> |
| <p>【第2段階】《各種無線システムへの負担額の配分》 II 各種無線システムへの特性の勘案</p> | | | |
| <p>特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p> | <p>放送事業者に対する現行の特定係数を維持することは妥当な判断であり、賛成したい。放送事業者は、電波利用の便益を広く国民に付与するために、通常の市場活動を越えたユニバーサル・サービスを提供しており、その責務等が法令等において規定されている。そのため、平成23年度から3年間を経過した後も、現行の特性係数を維持すべきだと考える。</p> <p>また先の次期電波利用料見直しの基本方針では、「地デジ移行後の空き周波数を使用するマルチメディア放送等には新たに特定係数の適用は行わない」とあったが、V-Low帯で検討されている放送の一部セグメント（音声優先セグメント）には「防災機能」や「地域密着」などの強い公共性・公益性が求められている。こうした放送に携わる事業者には、現行の放送事業者と同様に、「国民の電波利用の普及に係る責務等」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の二点を勘案し、負担の軽減措置を適用することが妥当だと考える。</p> | <p>(株) TBSテレビ</p> | <p>本具体化方針（案）の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p> <p>また、特性係数については、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）において、「中期的に見直しを行う」ことが明記されていることを踏まえ、今後検討を行う必要があると考えております。</p> <p>なお、本具体化方針（案）は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）を基に策定したものです。いわゆるV-Low帯を使用する新たな無線システムが導入される場合にも、本具体化方針やシステムの特性等を踏まえて適切な電波利用料を検討・適用する必要があると考えております。</p> |
| | <p>現行の特性係数を維持することは妥当な措置であり、賛成する。これまで特性係数による勘案が行われている無線システムは、法令上の義務等を負うなど相応の事情を有するものであるため、平成23年度からの3年間を経過した後も、現行の特性係数と同等の措置が必要不可欠である。</p> | <p>(社) 日本民間放送連盟</p> | |
| | <p>公共性等を勘案した特性係数が維持されたことに賛成します。</p> <p>本来、特性係数は、法律上の義務に密接に関連するなど、多分に普遍的な性格を持っているものであり、今後もその考え方や制度措置を維持していくことが必要と考えます。</p> | <p>(株) フジテレビジョン</p> | |
| | <p>特性係数が維持されることに、賛成いたします。</p> <p>特性係数に関しては、放送事業者が今後も公共的な役割を果たすためにも必要不可欠な措置であり、平成23年からの3年間が経過した後も、現行の特性係数と同等の措置が、維持されるべきと考えます。</p> | <p>(株) TBSラジオ&コミュニケーションズ</p> | |
| | <p>平成23年度からの3年間について、現行の特性係数が維持されたことは適当であると考えます。なお、NHKは、あまねく全国に豊かで、かつ、良い放送番組を届け、また、災害の場合の放送を迅速かつ的確に提供するように、放送法で規定された公共放送としての使命があり、この責務を果たしています。平成23年度からの3年間にとどまらず、平成26年度以降の電波利用料においても、NHKの公共性を勘案し、特性係数が維持されることを要望します。</p> | <p>日本放送協会</p> | |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p><再掲> 特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p> | <p>電波利用料の負担額において、ラジオ放送が、「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定されかつ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置付けられた上で、これらの公共性を勘案した特性係数（1/4）が盛り込まれている点については、適切で妥当な措置であると考えます。</p> <p>ただし、ラジオ放送の担う「国民への電波利用の普及に係る責務等」および「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の位置付けは、今後も不変であるべきものとするため、平成23年度からの3年間が経過した後も、現行の特性係数が維持されるべきである。</p> | <p>(株) エフエム東京</p> | <p><再掲> 本具体化方針（案）の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p> <p>また、特性係数については、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）において、「中期的に見直しを行う」ことが明記されていることを踏まえ、今後検討を行う必要があると考えております。</p> <p>次期（23～25年度）において特性係数を基本的に維持するという点については、本具体化方針（案）の基本的な考え方にご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p> <p>なお、マルチメディア放送については、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）において、「基本的に新たに特性係数の適用は行わない」という方向性が示されており、本具体化方針（案）はこれを踏まえたものとする必要があると考えています。</p> |
| | <p>放送事業は、正確な情報を迅速、的確、安定的に提供するなどの使命を負っています。それは災害時などの非常時に限りません。</p> <p>こうした日々の取材活動等を経て集めた情報をエリア内の視聴者に一斉に効率的に届けるため、広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。電波利用料負担の算定にあたっては、放送事業が持つこうした公共的な役割と事業特性について、十分勘案されることを希望いたします。</p> <p>よって「放送の特性係数=1/4」を維持することは、妥当な措置であり賛成します。また平成23年度からの3年間が経過した後も現行の特性係数と同等の措置が必要不可欠と考えます。</p> <p>今回は電波利用料の算定にあたって「a群」：「b群」の比率を9：5程度として試算を行っており、現行の6：5と比較して大幅な変更になることが示唆されていますが、使用する周波数帯域幅が広いことがすなわち電波の経済的価値が高いということではないと考えます。こうした変更は安易に行うべきではなく、万が一行うことになった場合でも激変緩和措置は不可欠と考えます。</p> | <p>(株) テレビ朝日</p> | |
| | <p>現行の特性係数を維持することは妥当である。</p> <p>特性係数による勘案は、その無線システムが受けている法令上の義務や、その役割から行われている。従って、免許人の負担の急激な変化が望ましくないだけでなく、その形態が変わらない以上、平成23年度からの3年間が経過した後も現行と同様の措置が不可欠である。また、国民の安心、安全に寄与し公共性を持つ新たな無線システムに対しても同様の措置が必要と考える。</p> | <p>朝日放送（株）</p> | |
| | <p>特性係数の維持は3年間という具体的な期間の表現があるが、平成26年度以降についても、放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解し特性係数の意味合いを無くすることなく、さらなる料額の負担が発生することの無いよう強く要望する。また、放送事業者の意見を十分に反映されることを要望する。</p> | <p>関西テレビ放送（株）</p> | |
| | <p>今回見直し後の平成23年度からの3年間について、現行の特性係数の維持については評価する。</p> <p>特に放送においては、8ページの「公共性」、「国民の生命・財産保護に著しく寄与するもの」と位置づけ、9ページに示されたように特性係数を適応することについては、今後（平成26年度以降）についても維持するように要望する。</p> | <p>日本テレビ放送網（株）</p> | |
| | <p>基本方針で記載されていた特性係数の「中期的な見直し」は本具体化方針案においては削除されていますが、本具体化方針案にも中期的な見直しを行うことを明記し、放送と通信のアンバランスを解消するため確実に放送帯域に対する特性係数の見直しを実施するべきであると考えます。</p> | <p>ソフトバンクモバイル（株） ソフトバンクテレコム（株）</p> | |
| | <p>・ 免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するとの方針について賛成する。</p> <p>・ 今後実用化されるマルチメディア放送に対して、特性係数の適用は行わないとの方針については再考を求めたい。</p> <p>理由 これらの放送は「広域専用電波を使用する無線システム」に分類されるものではあるが、同時に「国民の生命、財産の保護に著しく寄与する」という公共的な使命を帯びていることは自明であることから、その使命を勘案し特性係数を適用すべきと考える。</p> <p>更に、マルチメディア放送は受信機ゼロの状態から新たに立ち上がる放送であることから、例えば放送開始から一定期間は、過大な電波利用料負担がその事業性に影響を与えることがないような配慮も併せて必要と考える。</p> | <p>(株) ニッポン放送</p> | |

| | | | |
|---|--|-----------------------|---|
| <p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態：1/2 簡易無線やラジオマイクのように、多数の免許人等が同一の周波数の共用を図ることにより国民に等しく電波利用の機会を付与する形態については、その利用形態を勘案することとします。</p> | <p>当方は【第2段階】 「Ⅱ」 「ア及びエ」 に該当するものであり、算定料額に1/4の特性係数が科せられても良いのではないかと考えます。</p> <p>当協会といたしましては近年の電波利用料が会費に占める割合が非常に大きく、協会の運営を圧迫している現状にあることに鑑み、今回の見直しの具体化方針では上記特性の適用を実施していただき、減免・減額の導入を強くお願いしたいと思っております。</p> | <p>(社) 京都府防災無線協会</p> | <p>特性係数については「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)に基づき、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持することが適当であると考えております。</p> |
| <p>イ 外国の無線局等との周波数調整を行う必要があるもの：1/2 人工衛星局、地球局など、外国の無線局等と周波数の共用を図るために調整等が必要な利用形態である点を勘案します。</p> | <p>公共性の高い無線局については、特性係数による減免措置の適用拡大を要望します。</p> | <p>西日本電信電話(株)</p> | |
| <p>ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等：1/2 放送局など、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を越えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することとします。</p> | <p>特性係数について、弊社で運用している無線局については、公共性の高い用途及び非逼迫地域で使用する無線局であり、平成23年度からの3年間に限らず、それ以降も継続して運用を行うことから、現行の特性係数の維持並びにさらなる負担軽減いただきますよう要望いたします。</p> | <p>東日本電信電話(株)</p> | <p>特性係数については「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)に基づき、「中期的に見直しを行う」ことが明記されていることを踏まえて今後検討を進めてまいります。</p> |
| <p>エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの：1/2 船舶局、航空機局など、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に寄与するものについては、その公共性を勘案することとします。</p> | <p>現行の特性係数を維持することは評価できる。平成26年度以降も地上放送の役割などから公共性を勘案した特性係数のウ及びエを継続すべきである。その際、合わせて、免許人の負担の急激な変化にも引き続き留意されたい。</p> | <p>讀賣テレビ放送(株)</p> | |
| <p>オ 設置義務と同等の効果を有するもの：1/2 衛星携帯電話など、国民の生命・財産の保護の上で設置義務のある設備に代えることが認められているものについては、その効果を勘案します。</p> | <p>人工衛星は、使用する周波数帯によっては非常に多額(一例として、宇宙運用に使用される3GHz以下の周波数で3MHz以上の帯域幅の場合、1局あたり、一億二千四百三十五万二千六百円)の電波利用料が課せられている。</p> <p>人工衛星は、通信・放送だけではなく、災害観測、安全保障、地球環境観測等、人工衛星でなければ実現できない国民生活に重要な役割を担っている。原案では一定の軽減措置が講じられているものの、人工衛星の利用目的(観測対象や要求精度等)によっては、3GHz以下の周波数帯を技術的に必要とする場合もことから、人工衛星以外の無線局と同等の考え方に基づく基準からの軽減では不十分であり、人工衛星の特質を十分に配慮して、人工衛星に対する特性係数を設定し、現行の非常に多額な電波利用料設定を解消すべきと考える。</p> <p>我が国の人工衛星利用を促進し、戦略的産業としての宇宙産業育成の推進を図るためにも、是非とも取り組むべきと考える。</p> | <p>(独) 宇宙航空研究開発機構</p> | <p>人工衛星については、本具体化方針(案)にも記載しておりますとおり、特性係数の適用によって他のシステムと比較しても大きな軽減措置が取られているところです。今般の料額改定は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)に基づいて検討を進めており、特性係数については「現在適用している特性係数に関しては基本的に維持する」と記載されていることから、これを踏まえたものとする必要があると考えております。</p> |
| <p>カ 非逼迫地域で使用するもの：1/5 都市部とそれ以外の地域の無線局密度の差を勘案します。</p> <p><計算対象システムについて> 使用する周波数帯域幅の計算対象となるシステムは、3GHz以下、3~6GHzの帯域ごとに、それぞれ次の表に掲げるものとします。(省略)</p> | | | |

【第2段階】《各種無線システムへの負担額の配分》 Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算

| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> $\text{各種無線システムの配分額} = \frac{\text{各帯域の配分総額} \times \text{当該無線システムの使用する帯域幅} \times \text{特性係数}}{\sum (\text{各種無線システムの使用する帯域幅} \times \text{特性係数})}$ </div> | <p>3G以下の簡易無線は、電波利用システムによって下記のとおり、3分類され各々が使用する帯域幅に対する運用数(1局当りの使用する帯域幅)に大きな格差が存在することから、各無線システムの負担額の計算に当たっては、簡易無線を一括りで計算するのではなく、3分類した計算としていただきたい。</p> <p>(その他、P7【第2段階】I「使用周波数帯域幅」の計算及びP13参考2：簡易無線局の料額の試算例についても同意見あり)</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>3G以下の簡易無線分類</th> <th>使用している帯域幅</th> <th>免許及び登録局数 (総務省統計H22.10)</th> <th>1局当りの使用帯域幅 (簡易な業務用を1とした格差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150MHz及び400MHz帯の簡易無線 (簡易な業務用)</td> <td>1.49MHz (小エリア簡易無線及び登録局を含む)</td> <td>734,000局 (小エリア簡易無線及び登録簡易無線局を含む)</td> <td>2.03Hz (1)</td> </tr> <tr> <td>900MHzの簡易無線 (パーソナル無線用)</td> <td>2MHz</td> <td>19,000局</td> <td>105.2Hz (51.8倍)</td> </tr> <tr> <td>950MHzの簡易無線 (電子タグ用)</td> <td>4MHz (構内無線局と共用)</td> <td>5,000局 (登録簡易無線局1,000局推定、 構内無線局4,000局)</td> <td>800Hz (394倍)</td> </tr> </tbody> </table> | 3G以下の簡易無線分類 | 使用している帯域幅 | 免許及び登録局数 (総務省統計H22.10) | 1局当りの使用帯域幅 (簡易な業務用を1とした格差) | 150MHz及び400MHz帯の簡易無線 (簡易な業務用) | 1.49MHz (小エリア簡易無線及び登録局を含む) | 734,000局 (小エリア簡易無線及び登録簡易無線局を含む) | 2.03Hz (1) | 900MHzの簡易無線 (パーソナル無線用) | 2MHz | 19,000局 | 105.2Hz (51.8倍) | 950MHzの簡易無線 (電子タグ用) | 4MHz (構内無線局と共用) | 5,000局 (登録簡易無線局1,000局推定、 構内無線局4,000局) | 800Hz (394倍) | <p>(社) 全国陸上無線協会</p> | <p>無線通信の形態の違いという観点からは、現状では更に細分化するほどの大きな差があるとは言えないことから、次期電波利用料については現行の分類が適当と考えております。ご指摘の点は、周波数再編の進捗等の状況変化を踏まえつつ、今後の電波利用料制度の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> |
|---|---|---|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|---------------|---------------------------|------|---------|--------------------|------------------------|--------------------|---|-----------------|---------------------|--|
| 3G以下の簡易無線分類 | 使用している帯域幅 | 免許及び登録局数 (総務省統計H22.10) | 1局当りの使用帯域幅 (簡易な業務用を1とした格差) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 150MHz及び400MHz帯の簡易無線 (簡易な業務用) | 1.49MHz (小エリア簡易無線及び登録局を含む) | 734,000局 (小エリア簡易無線及び登録簡易無線局を含む) | 2.03Hz (1) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 900MHzの簡易無線 (パーソナル無線用) | 2MHz | 19,000局 | 105.2Hz (51.8倍) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 950MHzの簡易無線 (電子タグ用) | 4MHz (構内無線局と共用) | 5,000局 (登録簡易無線局1,000局推定、 構内無線局4,000局) | 800Hz (394倍) | | | | | | | | | | | | | | | | |

【第3段階】《個々の無線局への負担の配分》 I 地域特性の勘案

固定局等に係る料額の算定に当たっては、地域によって電波の逼迫の程度に大きな差が認められる点（例：無線局の密度）を勘案することとします。

表：都道府県別固定局密度

| 順位 | 固定局 | | |
|----|-------|-----------------|--------------|
| | 都道府県名 | 密度 (局/平方 km) | 指数 (平均=1) |
| 1 | 東京都 | 2.577 | 9.23 |
| 2 | 大阪府 | 1.518 | 5.44 |
| 3 | 神奈川県 | 1.239 | 4.44 |
| 4 | 愛知県 | 0.796 | 2.85 |
| 5 | 沖縄県 | 0.765 | 2.74 |
| 6 | 香川県 | 0.710 | 2.54 |
| 7 | 長崎県 | 0.710 | 2.54 |
| ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ |
| 45 | 岩手県 | 0.125 | 0.45 |
| 45 | 秋田県 | 0.101 | 0.36 |
| 47 | 北海道 | 0.090 | 0.32 |
| | 全国 | 0.279 | 1 |

面積：全国都道府県市区町村別面積調(平成21年10月1日)

このため、全国を4地域に区分した上で、次の係数により計算することとします。

| 地域 | 第1地域 | 第2地域 | 第3地域 | 第4地域 |
|----|------|-------------|--------|-------|
| 対象 | 東京都 | 大阪府 神奈川県 | その他の地域 | 過疎地域等 |
| 係数 | 36 | 20 | 4 | 1 |

<再掲>

②全国を4地域に区分した係数における過疎地域等については、単なる過疎法に準じた定義で括ることなく、全国の難視対策を講じた共聴組合が経費のかからない枠組みを再考願いたい。

本具体化方針案は、地域特性係数は都道府県別に記載されていますが、前期具体化方針と比べ係数が変更になっているため、根拠をきちんと示すべきであると考えます。都道府県別の密度は、上位・下位都道府県だけではなく、すべての都道府県を明記すべきであると考えます。また、全国4地域の係数は、放送等の実験無線局及びアマチュア無線局、包括登録局等に適用されていますが、当該係数を使用した計算式が本具体化方針に記載されていないため、計算式を明記すべきであると考えます。

山形県南陽市

ギャップフィルターの料額につきまして、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）に基づき、適切な料額となるよう新しい区分を設ける方針です。

ソフトバンクモバイル（株）
ソフトバンクテレコム（株）

本具体化方針（案）のP.10に記載しておりますとおり、地域特性係数につきましては、現行の電波利用料算定時と同様、都道府県毎の固定局の密度等に基づいて算定しております。なお、ご指摘を踏まえ、都道府県別の固定局密度等はすべての都道府県について記載することとします。

| 【第3段階】《個々の無線局への負担の配分》 Ⅲ 出力の勘案 | | | |
|--|--|--|---|
| <p>PHSの基地局のように、個々の無線局の出力に大きな差が認められるものについては、必要に応じ、出力を勘案して料額を計算します。(参考1)</p> <p>また、テレビジョン放送局の場合、出力に加え、広域圏における放送であるか否か等も勘案することとします。</p> | <p>個々の無線局への負担配分につきましては、「テレビジョン放送局の場合、出力に加え、広域圏における放送であるか否か等も勘案することとします。」と示されておりますが、まさしく弊社は県域免許に基づく県域放送局であって、「広域圏における放送」には該当しないものと考えます。</p> <p>是非、次期電波利用料の改定にあたり、前回提出した意見書(平成22年5月18日付け及び平成22年8月16日付け)のとおり別表第六(電波法第百三条の二関係)の無線局の区分の改正について、「設置場所が特定地域の区域内であっても県域放送であるもの」を追加するよう、要望いたします。</p> | 東京メトロポリタンテレビジョン(株) | <p>電波利用料額を具体的に設定するに当たっては、ご指摘の点を踏まえつつ適切な料額を設定していく方針です。</p> |
| | <p>「広域圏における放送局」の中でも広域エリアが異なると収益や経営力には大きな差があり、出力を勘案しての料額計算に際しては、その点も反映させることが必要である。</p> | 讀賣テレビ放送(株) | |
| | <p>岩手県放送事業者は経営環境の厳しい状況のなか、地域の基幹メディアの責務として国策である地上デジタル放送整備に取り組んでまいりましたが、アナログ放送終了後はアナログ施設の撤去と厳しい環境が続きます。</p> <p>つきましては、電波利用料の負担については、テレビの公共性からも下記のとおり特段の配慮を望みます。</p> <p>◆ ミニサテ等の小規模局電波利用料は現状空中線電力0.02W未満、0.02W以上で分けられている区分を、0.05W以下、0.05W超えに変更すること。</p> <p><理由> 雪国である岩手は、受信者の受信空中線に雪が積もることにより受信電界低下となりデジタル特有の受信不能になることから、ミニサテ局は受信電界に余裕を持たせることにより安定受信を確保することが必要。 ミニサテ局は難視解消を目的とした施設であり、世帯数も数十世帯と少なく、エリアが限られているため空中線電力の増力による混信の問題は無いため、新たな難視等の送信側対策には有効な手段である。 しかし、今後ミニサテ局を設置する場合、電波利用料の料額が高額であるために、過大な負担が生じないように実態に合わない空中線電力を選択することも考えられるため、電波利用料の料額の低廉化を求めるもの。 また、地方自治体及び組合が設置するギャップフィルター施設も0.01W~0.05Wのものがあるため、区分を変えようと電波利用料の料額の低廉化が図れるもの。</p> | <p>(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ</p> | |

4. 「b群」に係る金額の計算方法

| 該当箇所 | 意見原文 | 意見提出者 | 総務省の考え方 |
|---|---|-----------------|---|
| <p>「b群」相当額については、無線局数で均等配分した金額を、無線局ごとの負担額とします。</p> | <p>各無線局のデータベースの使用量に応じた負担額の加算を行う方式から無線局数で均等配分する方式への変更は、料額体系の簡素化、料金の低廉化につながるため賛同致します。</p> | 西日本電信電話(株) | <p>本具体化方針(案)の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p> <p>電波利用料は、原則として無線局1局毎に賦課しております。 ご指摘の点は包括免許制度に関わる内容でもあることから、今後の検討課題とさせていただきます。</p> |
| | <p>「b群」の無線局数で按分して負担する部分を無線局数の単純な均等割りにすることは、今後の地上デジタル放送の新たな難視対策に有効な難視対策用ギャップフィルターの料額を低廉化することにつながるから適当であると考えます。</p> | 日本放送協会 | |
| | <p>WiMAX方式については1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料も徴収されている一方で、SIM方式については同様のケースで徴収されていません。このような採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料について徴収しないような算定及び制度改正をして頂きたいと考えます。</p> | UQコミュニケーションズ(株) | |

5. 電波利用料の負担

| 該当箇所 | 意見原文 | 意見提出者 | 総務省の考え方 |
|--|---|-----------------------|---|
| (1) 電波利用料の料額とその負担 | | | |
| (2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮 | | | |
| <p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。</p> <p>(中略)</p> <p>参考2：広域専用電波等の料額(試算値)</p> <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源規模は、平成22年度歳入予算を基に710億円と想定。 ・歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定 (a群負担額α＝約455億円、b群負担額β＝約255億円) ・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用 | <p>電波利用料の制度設計として、a群：b群の比率を安易に変更すべきではない。今回はa群：b群の比率を9：5程度として試算を行っており、現行の6：5と比較して大幅な変更になることが示唆されている。先の「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」の意見募集の際にも述べたとおり、電波の経済的価値を一層反映させ、a群を増やすとの方針は納得しがたい。</p> <p>増加額を一定の水準にとどめる措置は、激変緩和のために必要不可欠であり、当該無線局の料額増加はできる限り低く抑えるべきである。</p> | (社) 日本民間放送連盟 | <p>本具体化方針(案)は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)において、電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映という方向性が示されたことを踏まえて策定したものである。</p> <p>電波利用料額の大幅な増加を一定の水準に留める措置につきましては、本具体化方針(案)の基本的な考え方についてご賛同いただけたものと受け止めてさせていただきます。</p> |
| | <p>電波利用料の制度設計として、a群：b群の比率を安易に変更すべきでないと考える。今回はa群：b群の比率を9：5程度として試算されており、現行の6：5と比較して大幅な変更になることが示唆されている。</p> <p>FMラジオ放送においては、国家的事業であるテレビジョン放送のアナログからデジタルへの移行に伴い、共建解消や、共用設備負担の増額等、収益に無関係な部分での費用負担が増大している現状である。従って、今回の料額算定の具体化方針案にあるような「a群」の増大により利用料負担が増えることには納得がいかない。</p> <p>言うまでもなく、放送事業の高い公共性は誰もが認めるところであり、ラジオは平常時のみならず、非常災害時においても、被害状況や避難所の情報など、より地域に密着した情報を提供できるメディアである。厳しい経営環境の中、平成20年に実施された電波法改正により電波利用料負担が大幅に増大している。ラジオ放送の公共性等を考慮し、電波利用料について、増加額を一定の水準にとどめる措置は、激変緩和のために必要不可欠であり、当該無線局の料額増加はできる限り低く抑えるべきである。</p> | 広島エフエム放送(株) | |
| | <p>表記の試算値によると、現行6：5とされているa群とb群の比率がおおよそ9：5に大幅に変更されています。</p> <p>電波の経済的価値を反映した見直しはこれまでに相当程度行われており、a群の歯止めのない拡大には反対します。</p> <p>電波利用料制度の創設時から、無線局数(b群)が料額算定における基本的な要件であり、さらに基本方針で「電波利用料の性格は引き続き維持することが適当」とされている以上、a群とb群の比率の変更には、慎重な態度が求められると同時に、比率を変更する際には、明確な根拠と説明が不可欠であると考えます。</p> | (株) フジテレビジョン | |
| | <p>先の次期電波利用料見直しの基本方針への意見募集でも述べた通り、料額算定の基準は経済的価値にだけに偏ることなく、電波利用の目的や社会的意義、公共的な役割等も十分配慮されるべきと考えます。よって経済的な価値を一層反映させ、a群を増やす方針については、反対いたします。</p> <p>また増加額を一定の水準にとどめる措置は、経営状況の大変厳しいラジオ事業者にとっては、必要不可欠な措置であり、当該無線局の料額増加に関しては、出来る限り低く抑えるべきと考えます。</p> | (株) TBSラジオ&コミュニケーションズ | |
| | <p>a群、b群の比率の変更は安易に行うべきではない。電波の経済的価値は帯域幅だけで決まるものではなく、無線局の数が多ければ多くの利用者を持つ事業を展開することが可能であり、その無線システムの経済的価値は高いと言える。従って、この試算においてa群の比率が大幅に大きくなっていることには問題がある。</p> <p>また、料額が増加する場合、当該無線システムを使った事業を安定的に行うためにも増加額を一定の水準にとどめる措置は不可欠である。</p> | 朝日放送(株) | |
| <p>上記5.(2)に記載があるように、電波利用料が現行の料額から新たな料額が大幅に増加する無線局等について免許人負担の急激な増加に留意し増加分を一定水準にとどめること、について評価する。</p> <p>但し、13ページの「参考2」に料額の増加分が示されているが、料額の増加は極力抑えるべきと考える。</p> <p>今回の見直しにおいて、13ページ「参考2」にa群負担額(α)、b群負担額(β)が示されている。これによるとa群、b群の比率について現行よりa群の割合が増加しているが、この比率を安易に変更すべきではなく、a群の割合が増加することについて一定の歯止めをかけるべきである。</p> | 日本テレビ放送網(株) | | |

| | | | |
|--|---|-------------|--|
| | <p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等について、増加分を一定の水準にとどめることは、免許人の負担の急激な変化に留意することから賛成いたします。</p> | 東日本電信電話（株） | |
| | <p>増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置は、免許人負担の急激な変化を緩和するためにも妥当であると考えます。 ただし、この措置は、適切な料額計算の結果に対してのみ適用されるべきものであり、20%以内であることを理由に負担増を強いるなど、増額ありきの恣意的な手段として用いられることのないよう、慎重な運用を求めます。</p> | （株）フジテレビジョン | 本具体化方針（案）の基本的な考え方についてご賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。 |
| <p><再掲> 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。 （中略）</p> | <p>増加分を一定の水準にとどめるとする方針を評価します。20%増は相当な急増であり、更に小幅な増加に抑えることが必要と考えます。 その際、平成23年7月のアナログ放送終了に伴い、料額が急増する個別放送事業者が出てくることのないよう十分な配慮が求められる。</p> | 讀賣テレビ放送（株） | |
| <p>参考2：広域専用電波等の料額（試算値） 【前提条件】 ・財源規模は、平成22年度歳入予算を基に710億円と想定。 ・歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定 （a群負担額α＝約455億円、b群負担額β＝約255億円） ・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用</p> | <p>新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等について、その増加額を一定の水準にとどめる措置は、免許人の負担の急激な変化を緩和するためには必要不可欠と考える。</p> | （株）ニッポン放送 | |
| | <p>a群とb群の比率について、a群の比率を増額する案となっているが、これは電波の経済的価値を一層反映する方向性に基づくものである。一方、ラジオ放送は基幹メディアとして法令規程に基づき高い公共性をもったメディアであることを鑑み、さらにラジオ局の極めて厳しい経営状況を考慮した電波利用料の設定がなされるべきである。ラジオ局については、将来にわたり電波利用料の増額を実施しないよう要望する。</p> | （株）エフエム東京 | 電波利用料制度は無線局全体の受益に資する電波利用公益事務にかかる費用を免許人全体で負担するための制度です。料額の算定に当たっては、放送事業者に対する法的な義務等も考慮しつつ、特性係数を設定しているところです。 |
| | <p>免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定水準にとどめるとあり、参考2の料額試算値として、一部無線局について増加分を現行料額の概ね20%に抑えるという数字が示されているが、現行制度における平成23年度料額は平成22年度より大幅な増額となっており、今回の見直し料額による増加分については平成22年度料額からの増加分も考慮に入れるべきであり、平成22年度からの料額の増加を極力抑制するよう要望する。</p> | 関西テレビ放送（株） | 今期のテレビ放送局の料額は、平成22年12月まで経過措置として一定の軽減措置を適用していたものです。一方、次期料額の算定において、料額が大幅に増加する無線局等について、増加分を一定の水準に留める措置は、現行の料額からの増加分を考慮するものであり、テレビ放送局については経過措置後の料額に対して適用の可否を検討することが適当であると考えています。 |
| | <p>「新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。」だけではなく、事業者間の競争にも配慮した負担のあり方を検討していただきたいと強く希望します。 参考2に掲載されております広域専用電波の電波利用料は、9,600万円となっておりますが、これは前回の見直しから約20%のアップです。基地局及び陸上移動局(端末)が安くはなりましたが、当社のような新興事業者にとっては負担が増えることになり、ほぼ減額となるであろう既存事業者との競争において、新興側が不利になることは明白です。制度の変更が新規参入の経営に大きく影響することを十分に考慮いただき、経過措置を具体化方針にて講じていただけるよう強く要望します。 具体的には、経過措置として、開設計画期間当該周波数に限り広域電波利用料の料額を据え置くことを具体化方針に盛り込んでいただけるよう強く要望します。開設計画期間中の帯域と開設計画終了後の帯域とで電波利用料負担のバランスニングを行っていただけることで携帯電話事業者間の格差は縮小し、今後の競争促進につながると考えます。</p> | イー・モバイル（株） | 本具体化方針（案）は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）に基づき、策定したものです。経過措置についてのご意見は、今後の電波利用料制度の検討に当たって参考とさせていただきます。 |

| | | | |
|---|---|------------------|---|
| <p><再掲> 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。</p> <p>(中略)</p> <p>参考2：広域専用電波等の料額(試算値)</p> <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源規模は、平成22年度歳入予算を基に710億円と想定。 ・歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定 (a群負担額α＝約455億円、b群負担額β＝約255億円) ・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用 | <p>先の次期電波利用料見直しの基本方針への意見募集でも述べた通り、「電波の経済的価値を一層反映させるために使用帯域幅に応じた負担部分(a群)を拡大」することには反対する。料額算定の基準は、経済的価値のみに偏ることなく、電波利用の目的や社会的意義にも配慮すべきである。放送事業の社会的役割を無視して経済的価値だけをもとに過度の負担を課すことは、その存立基盤を危うくするものであり、不適切である。</p> <p>また電波監視や総合無線局監視システム等、電波利用共益事務の要素がより強いb群(無線局数で按分して負担する部分)の費用を縮小させることは、電波利用料制度の趣旨にもそぐわない。</p> <p>仮にa群の負担部分を拡大するにしても、拡大幅はあくまでバランスを保ち、極端な変更とならぬようにすべきである。</p> | <p>(株)TBSテレビ</p> | <p>本具体化方針(案)は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)を基に策定したものです。電波監視や総合無線局監視システムの整備・運用等につきましては、より一層の効率化等を図りつつ今後とも確実に取り組んでまいります。</p> |
|---|---|------------------|---|

6. その他

| 該当箇所 | 意見原文 | 意見提出者 | 総務省の考え方 |
|--|--|-------------------------------------|--|
| (1) 参考1：料額表の区分イメージ | | | |
| <p>①「3～6GHz」の帯域における無線局の料額表</p> | <p>3GHz超6GHz以下を使用する人工衛星局において、仮に弊社が負担する電波利用料額が同じであっても、料額に係る帯域幅の区分を見直していただくことで、弊社側の判断により免許を取得し、利用できる帯域が増加する可能性もあるため、例えば以下の通り、料額の区分を見直していただくことを要望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの(現行通り) ・使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え280MHzのもの(現行：3MHz - 200MHz) ・使用する電波の周波数の幅が280MHzを超え560MHzのもの(現行：200MHz - 500MHz) ・使用する電波の周波数の幅が560MHzを超えるもの(現行：500MHz超) | <p>スカパーJSAT(株)</p> | <p>ご指摘の点につきましては、将来の周波数の利用状況等を踏まえつつ今後の電波利用料制度の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> |
| (2) 参考2：広域専用電波等の料額(試算値) | | | |
| <p>参考2：広域専用電波等の料額(試算値)</p> <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源規模は、平成22年度歳入予算を基に710億円と想定。 ・歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定 (a群負担額α＝約455億円、b群負担額β＝約255億円) ・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用 <p>(中略)</p> <p>その他、固定マイクロ局、人工衛星(地球局)等については、増分を概ね20%に抑える措置を適用し、概ね原稿料額の1.2倍に設定。</p> | <p><再掲> 電波利用料の制度設計として、a群：b群の比率を安易に変更すべきではない。今回はa群：b群の比率を9：5程度として試算を行っており、現行の6：5と比較して大幅な変更になることが示唆されている。先の「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」の意見募集の際にも述べたとおり、電波の経済的価値を一層反映させ、a群を増やすとの方針は納得しがたい。</p> <p>増加額を一定の水準にとどめる措置は、激変緩和のために必要不可欠であり、当該無線局の料額増加はできる限り低く抑えるべきである。</p> <p>電波利用料の制度設計として、a群とb群の比率を安易に変更すべきではない。今回a群とb群の比率を9(455)：5(255)として試算しており、現行の6：5と比較してa群の負担額が大幅増額となることが示唆されているが、「電波の経済的価値を一層反映させa群を増やすとの方針」は納得しがたい。</p> <p>増加額を一定の水準にとどめる措置は必要不可欠であるが、今回示された「概ね20%」は抑えた料率とは評価しがたい。社会全般の経済状況に鑑みて更に低く抑えるべきである。</p> | <p>(社)日本民間放送連盟</p> <p>(株)ニッポン放送</p> | <p>本具体化方針(案)は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)において、電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映という方向性が示されたことを踏まえて策定したものです。</p> <p>電波利用料額の大幅な増加を一定の水準に留める措置につきましては、本具体化方針(案)の基本的な考え方についてご賛同いただけたものと受け止めさせていただきます。</p> <p>本具体化方針(案)は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)において、電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映という方向性が示されたことを踏まえて策定したものです。</p> <p>電波利用料額の大幅な増加を一定の水準に留める措置につきましては、本具体化方針(案)の基本的な考え方についてご賛同いただけたものと受け止めさせていただきます。</p> <p>なお、料額の水準については、本試算におけるa群の増加分を考慮すれば、概ね20%増を上限とすることが適当であると考えております。</p> |
| <p><再掲> 参考2：広域専用電波等の料額(試算値)</p> <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源規模は、平成22年度歳入予算を基に710億円と想定。 ・歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定 (a群負担額α＝約455億円、b群負担額β＝約255億円) ・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用 <p>(中略)</p> <p>その他、固定マイクロ局、人工衛星(地球局)等については、増分を概ね20%に抑える措置を適用し、概ね原稿料額の1.2倍に設定。</p> | <p>前回平成20年度の料額改正において、6GHz以下の人工衛星局の電波利用料は、40%程度の増額となり、弊社経営にも少なからず影響を与えております。次期歳出規模(710億円)は、今期歳出規模(680億円)の約4.4%増であることに鑑みて、4.4%程度の増加は許容致しますが、その他の要因での料額の増加は10%程度としていただき、概ね15%増以内を目安にご検討いただき、「その他、固定マイクロ局、人工衛星(地球局)等については、増分を概ね20%に抑える措置を適用し、概ね現行料額の1.2倍に設定。」という表現を、「その他、3GHz超6GHz以下を使用する固定マイクロ局、人工衛星(地球局)等については、増分を20%以内に抑える措置を適用し、現行料額の1.2倍以下に設定。」に変更していただくことを要望致します。</p> | <p>スカパーJSAT(株)</p> | <p>ご意見は今後の料額算定に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>ご指摘の点(本具体化方針案のP.13)は、あくまで例として試算を行うための前提条件の一部です。</p> |

| (3) その他 | | | | |
|---------|--|----------------------------------|--|--|
| 該当無し | <p>次期電波利用料の見直しに関する基本方針に「携帯電話基地局(3,000円)や地デジ難視対策用ギャップファイラー(6,100円)等についても、大幅な低廉化を実現」と記載していることから、地方自治体及び組合が設置するギャップファイラーにおいては、空中線電力の大きさで区分せず、「地上テレビジョン放送局の経過措置」より低廉化した電波利用料の料額とし、早期に料額を示すこと。 また、併せて恒久的な減免措置を講じること。</p> | <p>岩手県 岩手県一関市 岩手県釜石市</p> | <p>ギャップファイラーの料額につきましては、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月)に基づき、適切な料額となるよう新しい区分を設ける方針です。</p> | |
| | <p>受信障害対策中継放送を行う放送局(ギャップファイラー)は地上デジタル放送の難視聴解消を目的とした施設であり、隣接する中継局の受信範囲でありながら難視聴となっている地区に対し、周波数の変換等を行わずに再送信するもので、受信状況の改善を図るため止む無く設置するものである。 当該施設の運用に対し、一般の電波利用と等しく電波利用料を課すことは地上デジタル放送の推進が国策たることに鑑み、著しく不合理なうえ、その負担は良視地区との公平性も欠くものである。 当該施設については電波利用料を徴さないよう特例措置を講じられたい。</p> | <p>岩手県一戸町</p> | | |
| | <p>受信障害対策中継放送を行う無線放送局の場合は、 ①3GHz以下の帯域の細分化を検討願いたい。送信出力の分類の範囲が広すぎ、今後放送事業者以外での設置が予想される0.05W無線局への配慮を再考願いたい。(営利を目的としない者との区別を検討願いたい) ②全国を4地域に区分した係数における過疎地域等については、単なる過疎法に準じた定義で括ることなく、全国の難視対策を講じた共聴組合が経費のかからない枠組みを再考願いたい。</p> <p>現行のままでは、当市の無線局共聴組合の電波利用料は202,300円になります。対応せざるを得なかった共聴組合の維持管理経費にも目を向け、是非救っていただきたい。</p> | <p>山形県南陽市</p> | | |
| | <p>次期電波利用料を盛り込んだ改正電波法を4月1日から施行すること。</p> | <p>岩手県 岩手県一関市 岩手県釜石市</p> | | <p>次期電波利用料については、改正電波法の国会成立以降に公布、政令で定められた期日までに施行となります。</p> |
| | <p>当協会では、1500MHz帯については周波数割当計画に従い、2014年3月末日にサービスを停止することを決定しており、800MHz帯についても、利用者の減少により運用経費の支弁が難しくなることが予想されることより、今般、2012年9月末日までに東京等一部エリアのサービスの停止を決定したところである。 このように既にサービス停止日を定め、その期日を利用者に通知しているシステムについては、電波利用料の負担拡大はそのままサービス停止日の前倒しを余儀なくされることとなり、利用者に大きな迷惑をかけることとなる。 したがって、こうした無線システムに対する電波利用料の負担拡大については適用除外として頂きたい。</p> | <p>(財)日本移動通信システム協会</p> | | <p>例えば、周波数割当計画において使用期限が定められている周波数帯を使用する免許人については、電波利用料の減額規定があります(電波法第103条の2第13項)。 また、電波利用料の算定に当たっては、適用期間中に使用周波数幅が増減する場合は、当該期間中の使用周波数幅の平均値を用いて料額を算定しております。</p> |